

神田川景観基本軸の景観形成基準に対する措置状況説明書（工作物の建設等）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 規模	
	<p>神田川の水上や遊歩道から見たときに、圧迫感を感じさせないように、長大な壁面の工作物は避ける。</p> <p>記載欄</p>
(2) 色彩・形態・意匠	
	<p>色彩は、別表2に定める色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。（ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物を除く。）</p> <p>記載欄</p>
	<p>神田川の水上、対岸、橋梁などの主要な眺望点から見たときに、水辺の自然環境や周辺建築物と調和する形態・意匠とする。</p> <p>記載欄</p>

上記以外で特に景観に配慮した事項

--